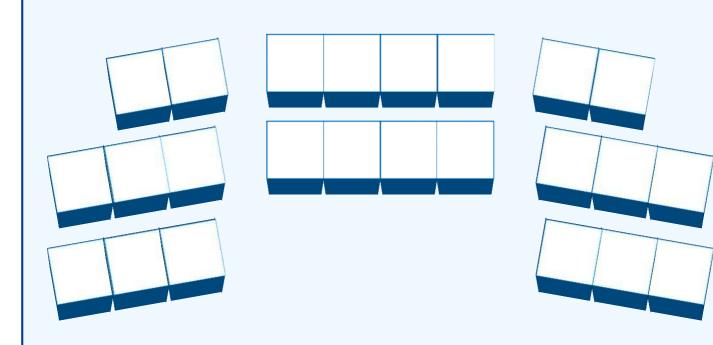
市議会リポート



青梅市議会事務局

議会日誌	1
行政視察報告	
環境建設委員会	5
議長会の動き	14
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
各種協議会等の動き	17
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
青梅市議会新着図書目録	20
要綱・要領等の制定、改廃の状況	21
制定された要綱・要領	24
青梅市高齢者移動支援事業補助金交付要綱 以下6件	

議 会 日 誌

<11月>	
2日(木)午後2:00	「空き家・空き地問題に関する特別委員会」有識者等との意
	見交換会[全国都市会館一島﨑議長、庶務係長]
午後 3:00	東京都市議会議長会事務局長連絡会議[八王子市役所一局長]
3日(金)午前10:00	日野市市制施行60周年記念式典[ひの煉瓦ホール―島﨑議
	長、局長]
午後 2:00	飯能市市制施行70周年記念式典[飯能市民会館—島﨑議長、
	局長]
6日(月)午後3:00	東京都十一市競輪事業組合議会[京王閣競輪場―久保議員、
	山内議員]
7日 (火)午前10:00	関東市議会議長会事務局職員研修 [全国都市会館—庶務係長]
午前11:00	関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議[戸田ボートレ
	ース企業団管理棟一局長]
8日(水)午前 9:30	京都府宇治市行政視察来訪[第1委員会室一業務継続計画
	(BCP) 等について]
9日(木)午後 1:00	全国競艇主催地議会協議会臨時総会[ホテルニューオータニ
	一島﨑議長、湖城副議長、局長]
10日(金)午前10:00	愛知県瀬戸市行政視察来訪[第3委員会室一中心市街地活性
	化基本計画について
	ボートレース宮島行政視察来訪[ボートレース多摩川―島﨑
14 - (1) (1)	議長、局長]
14日(火)午後 2:00	東京都市監査委員会第1回委員研修会 [Web開催—山内監査委
177 (A) 6-2610.00	
17日(金)午前10:00	
	村市水道事務所―山﨑(善)議員、みねざき議員、迫田議
20日 (日) 左然 2:00	
20日(月)午後 3:00	東京都市議会議長会定例総会[東京自治会館―島﨑議長、局
22日 (水) 左鈴10・00	長]
22日(水)午前10:00	議会災害対応訓練[大会議室]
午後 1:00 24日(金)午前 9:30	議会運営委員会 西多摩衛生組合議会定例会「西多摩衛生組合—湖城副議長、
24日 (並) 十別 3・30	四多學與生組合議会定例会 [四多學與生組合——砌城副議長、 片谷議員、阿部議員]
	刀口硪只、門叫硪只」

28日(火)午後 1:30 29日(水)午後 4:50	例月出納検査[市役所会議室—山内監査委員] 市長退任式「市役所会議室—島﨑議長、湖城副議長、局長]
30日(木)午前 8:25	新市長初登庁、挨拶[市役所会議室一島﨑議長、湖城副議長、
0011 (714) 1113 0.50	局長
	, 4, 42
<12月>	
1日(金)午前10:00	議会運営委員会
3日(日)午前9:40	奥多摩渓谷駅伝競走大会スタートセレモニー [市役所前道路]
4日(月)午前10:00	定例記者会見[市役所会議室―島﨑議長、湖城副議長、次長]
7日(木)午前10:00	令和5年市議会定例会12月定例議会本会議[市長所信表明演
	説、議案・陳情審議]
11日(月)午後 1:30	財政援助団体等監査[第3委員会室―山内監査委員]
午後 3:00	議会運営委員会
12日(火)午前 9:30	環境建設委員会
午前10:00	総務企画委員会
	福祉文教委員会
13日(水)午前10:00	文化複合施設整備特別委員会
14日(木)午前10:00	予算決算委員会
午前10:55	全員協議会[<市長提出事項>…1.青梅市地域福祉総合計画
	の策定について、2.市立美術館の改修工事に伴う休館等に
	ついて]
午後 1:15	タブレット端末機操作研修会
15日(金)午後 1:30	普通救命講習会
19日(火)午前11:00	青梅駅前地区第一種市街地再開発事業に係る建設工事起工式・
	地鎮祭[青梅駅前一島﨑議長、局長]
21日(木)午前10:00	本会議[一般質問]
22日(金)午前10:00	本会議[一般質問]
25日 (月) 午前 9:15	議会運営委員会
午前10:00	本会議[一般質問]
午後 5:20	総務企画委員会
	環境建設委員会
26日 (火) 午前10:00	総合病院建替特別委員会
午後 1:30	指定管理者監査講評・例月出納検査[市役所会議室―山内監
	查委員]

27日(水)午前 9:15 議会運営委員会 午前10:00 本会議[委員会審査報告] 午前10:05 予算決算委員会 <1月> 4日(木)午前9:00 今和6年事務始め式「市役所会議室―島﨑議長、湖城副議長、 局長〕 7日(日)午前10:00 青梅市消防団出初式「永山公園運動場―島﨑議長、湖城副議 長、迫田環境建設委員長、山﨑(哲)環境建設副委員長] 令和6年成人の日 青梅市二十歳を祝う会 [住友金属鉱山ア 8日(月)午前10:30 リーナ青梅〕 12日(金)午後2:00 東京都市監査委員会第2回委員研修会 [あきる野市役所―山 内監查委員 議会運営委員会 15日(月)午前 9:15 令和5年市議会定例会令和6年1月臨時議会本会議「議案審 午前10:00 議 予算決算委員会 午前10:15 16日(火)午前10:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会「東京自治 会館—山田(紀)議員、庶務係主任] 18日(木)午後 1:00 東京都市議会議会運営研究会「武蔵村山市役所―議事係主任」 19日(金)午前 8:20 西多摩衛生組合議会議員行政視察「杉並清掃工場、中央防波 堤埋立処分場—湖城副議長、片谷議員、阿部議員] 東京都市議会調査事務研究会[東京ガス本社―調査係主任] 午後 2:30 22日(月)午後2:30 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会「東京自治会館― 島﨑議長、局長 22日(月)~23日(火) 環境建設委員会行政視察 [今治市、伊予市] 23日(火)午後3:00 東京都市議会議長会事務局長連絡会議 [立川市役所―局長] 24日 (水) 午前 9:30 福島県会津若松市行政視察来訪「第2委員会室—中心市街地 活性化の取組について] 午後 2:00 東京都市議会調査事務研究会「東大和市役所一庶務係長」 24日(水)~25日(木) 東京都十一市競輪事業組合議会行政視察「日本競輪選手養成 所、小田原競輪場—久保議員、山内議員] 25日 (木)~26日 (金) 関東地区競艇主催地議会協議会役員会・研修視察「ボートレ

ース尼崎他―島﨑議長、局長]

29日(月)午前10:00 青梅市都市計画審議会 [大会議室—寺島議員、茂木議員、井上 議員、藤野議員、目黒議員、長谷川議員] 午後 2:00 東京都市議会議会報研究会「調布市文化会館―調査係主任」 30日(火)午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会「東京自治 会館—山﨑(哲)議員、調査係長] 例月出納検査 [市役所会議室—山内監査委員] 午後 1:30 午後 3:00 西多摩地区議長会賀詞交歓会「あきる野ルピア・ルピアホー ル一島﨑議長、湖城副議長、局長] 31日(水)午前11:00 西多摩衛生組合議会議員全員協議会 [西多摩衛生組合—湖城 副議長、片谷議員、阿部議員]



行 政 視 察 報 告

環境建設委員会

環境建設委員会では、移住希望者の心をつかむ移住定住促進事業について調査、研究するため、「移住定住促進事業について」を、また、本市の地理的な環境に合った公共交通施策について調査、研究するため、「公共交通の充実について」を所管事務調査事項としている。

調査を進めるに当たり、先進地の行政視察が必要と判断し、移住定住促進事業については、住みたい田舎ベストランキング全4部門2年連続全国1位の今治市を、公共交通の充実については、デマンド型交通とコミュニティバスの併用をしている伊予市を視察することとした。

視察地 愛媛県今治市および伊予市

視察期間 令和6年1月22日(月)~23日(火)

視察事項 今治市…移住定住促進事業について

伊予市…公共交通の充実について

参加者 (委員長) 迫田 晃樹 (副委員長) 山﨑 哲男

(委員)山田 紀之、茂木 亮輔、井上 たかし 片谷 洋夫、阿部 悦博、湖城 宣子

(随 行…和久井庶務係長)

【移住定住促進事業について(今治市)】

1 今治市の概況と魅力

今治市は、人口は約 15 万人で、今治タオルが有名であり、地名が全国的に知られている。しまなみ海道はサイクリストの聖地として売り出し、瀬戸内海のブランド力もある。また、しまなみ海道で結ばれた3つの島は、島でありながら本州、四国と陸続きであり、島のよさがありながら交通の利便性が高く地理的優位性がある。また今治市は、海に囲まれ、気候も穏やかで適温少雨であり、台風や地震の被害も少ない。

主要産業は、造船業、海運業をはじめとする海事産業とタオルを中心とする繊維 縫製産業、食品加工業など幅広い産業があり、移住者が就業しやすい環境がある。

2 移住定住施策の経過

(1) 第1期

平成 26 年に日本創成会議が「2010 年から 2040 年にかけて、20~39 歳の若年女性人口が5割以下に減少する市区町村」を「消滅可能性都市」であるとし、今治市もこのリストに入ったことにより、以降人口減少対策のための施策の検討を開始した。

(2) 第2期

平成 28 年に愛媛県が移住施策に本腰を入れ、「仕事」と「住まい」の確保に対する施策を実施し、今治市は、県の施策に同調する形で施策を展開するとともに独自の補助金として「住宅取得補助金」を創設した。

(3) 第3期

令和2年に組織改正により、従来(旧)地域振興課で所管していた移住施策をより推進するため、営業戦略課に所管変更し、同課に移住交流推進室が設置された。全ての移住施策を俯瞰し、抜本的に作り変え、移住者数の全数把握を実施し、移住定住ポータルサイトの開設、民間空き家バンクの直営化、ワーケーションやコリビングへの補助、地域おこし協力隊員の質の向上と優秀な人材の確保に関する取組の開始、日本初のオンライン移住フェアの開催を行った。

(4) 第4期

令和3年2月に新市長の指示を受け、全庁横断で人材を集めてプロジェクトチームを編成し、移住施策に関するグランドデザインの検討を行った。アンケートやヒアリング、データ分析にもとづく調査と先進自治体の現状と課題の調査分析を丁寧に行うとともに、8回のプロジェクトチーム会議を経て、独自のグランドデザインである「ADCAMモデル(Aware 認識する、Dream 夢を描く、Consider検討する、Active 応募する、Move 引っ越す)」を完成させ、新たな移住施策を構築した。





今治市の担当職員から説明を受ける委員

3 移住施策の内容

移住施策のグランドデザインにより、ターゲットを①移住潜在層、②移住検討層、③移住確立層の3つの段階に分類し、それぞれに合った施策を実施している。

(1) 移住施策の概要(括弧内は令和5年度事業費)

ア ①移住潜在層

- ・おいで今治!しまなみ暮らしフェア (6,470 千円) 都市部での今治市への移住をPRするイベントを実施 (対外フェアを東京・大阪等で年間 12 回、市内フェアを年間 50 回開催)
- イ ①移住潜在層~②移住検討層
 - ・おいで今治!しまなみ移住サポートセンターの創設(9,983 千円) 相談者をデータベースで管理し、専任の相談員が移住完了まで一貫して ワンストップでサポートAIにより整理・分析し広報戦略や業務改善など に活用
 - ・おいで今治!お試し移住滞在サポート事業費補助(3,600 千円) 今治市への移住が自分に合うかどうか試すための、滞在費用を一部助成 (1人1泊あたり5,000円、同行者1名・6泊分まで)
 - ・住もういまばり!住宅改修賃貸支援事業費補助(6,600 千円) 支所地域(市街化調整区域を除く。)に所在する空き家をリフォームし 賃貸化(2分の1補助、上限100万円。家財処分10万円)
 - ・住もう今治!使いやすい空き家バンク構築業務(4,161 千円) 市内の空き家情報をいつでもどこでも検索できるサイトを構築し、イン ターネット上で空き家情報の登録編集ができるシステムをクラウドに構築

ウ ①移住潜在層~③移住確立層

・おいで今治!魅力徹底分析・発信業務(14,280 千円) 具体的な移住行動へつなげるため、移住相談内容のAIによる分析など から得られたデータを基に、潜在移住者層に確実に届けるためのターゲッ ト設定と、媒体特性に応じたコンテンツ制作・発信

エ ③移住確立層

- ・住もういまばり!移住者住宅取得事業費補助(11,900 千円) 若者人材の確保・定着のため、市外からの移住者(50 歳未満の世帯員がいる世帯)に対し住宅新築・購入等経費の一部を助成(対象経費の10 分の1、上限30万円、子ども1人につき10万円の子育て奨励金)
- ・移住者住宅改修支援事業補助(46,400千円) 県外からの移住者(60歳未満の世帯員がいる世帯)に対し住宅改修経費

等の一部を助成(対象経費の3分の2、上限200万円(子育て世帯400万円)、家財道具搬出20万円)

・もっと住みたいまちづくりシンポジウム(4,090 千円) 「日本一住みたいまち」から「住んでよかったまち日本一」を目指すた め衆知を結集した取組を開始

(2) その他の施策

- ・外部人材活用地域活性化推進事業(特別交付税措置対象 66,897 千円) 地域おこし協力隊員を積極的に募集、採用し、協力隊員が今治地域において、 地域貢献活動に従事するとともに、定住に向けた起業等の活動を行うことを通 じて、地域の活性化を図り、協力隊員自身が定住することにもつながっている。
- ・移住定住ポータルサイト 移住希望者が求める情報を掲載している。ロールモデルとして移住完了者の
- 声を多く載せるなどの工夫をしている。 ・移住コーディネーターの設置

移住コーディネーターは、総務省通知にもどづき要綱を制定し各自治体で任命するものである。移住相談、移住フェアの実施、空き家バンクの運営等の移住希望者等に対する情報提供や相談対応等の支援をワンストップで行っている。

4 移住施策の効果

(1) 相談件数

グランドデザインを作成し、移住施策の見直しを実施した結果、令和4年度の相談件数は908件となり、対前年度比331.4%と大きく増加した。特にしまなみ振興局の設置に伴い、同局管内での相談件数の伸びが著しい結果となった。

年度 相談件数	R元	R2	R3	R4
地域振興局管内	112	336	249	384
しまなみ振興局管内	36	25	25	524
合計	148	361	274	908

(2) 移住者

令和4年度の移住者数は2,106人となり、対前年度比143.8%と大きく増加した。特に県外からの移住者の増加が見られた。

年度 移住者数	Н30	R元	R2	R3	R4
県内から	237	232	233	596	772
県外から	479	443	685	869	1,334
合計	716	675	918	1,465	2, 106
しまなみ移住者数(内数)		119	127	197	326

(3) 人口

12月31日現在の人口では令和3年の156,254人に対して、令和4年には153,532人と2,257人減少したが、減少数は前年と比較して94人減少した。

(4) 地域おこし協力隊

平成24年度に開始し12名を採用し、令和5年度までに62人を採用した。うち47名が卒業し、卒業直後に定住した者は36人で、定住率は76.6%と全国平均約60%を大きく上回っている。

5 今後の課題と取組

市外からの移住者を増やすための施策に加えて、今後は、市内に目を向けて、10年、15年後を見据えて、子どもたちが進学、就職等を機に転出した後に、将来的に今治市に帰る選択をしてもらうための取組が重要となる。今治を自慢できる子どもに育て、子どもたちのシティプライドを醸成するため、令和5年度より小学3年生から中学2年生までの6年間60時間のキャリア教育を開始した。将来の定住、転出後のUターン、ふるさと納税による支援につながっていくことが期待される。



環境建設委員会の委員(今治市役所にて)

【公共交通の充実について(伊予市)】

1 伊予市の概況

伊予市の人口は約3万5千人であり、市域は大きく3つの地域に区分されている。伊予地域は平坦で人口の約80%が居住する市街地であり、高齢化率は30%であるが、

中山地域、双海地域は山間部を含み、高齢化率が50%を超えており、過疎化が進んでいる状況である。

2 デマンドタクシー「スマイル号」について

(1) 概要

電話予約で自宅付近から目的地まで移動できるデマンド型交通であり、予約状況により乗り合いになる。運行は、各地域のタクシー会社に委託している。

ア 運行内容

	-
運 行 日	月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く。)
運行時間	午前7時から午後5時まで(正午から1時間は運転手の休憩のため利用不可)
運行車両	定員9人のワゴン車4台(2つの地域に2台ずつ)
利用できる方	伊予市中山町、双海町在住で一人で乗降が可能な方、介助者が同行し 介助により乗降が可能な方
乗降場所	駅、役場、学校、病院、商店等であらかじめ地域ごとに決められた共通乗降場所、利用者登録された方の自宅付近
運賃	小学生以上 1 回 300 円 (事前に利用券を購入)、小学生未満は保護者 同伴の上、 1 名まで無料
予約受付	乗車の1週間前から当日の1時間前まで(午前10時までの乗車の予 約は前日まで)に電話で予約

イ 利用者数(令和4年度)

年間利用者数 4,231人(中山地域2,294人、双海地域1,937人)

- 1日平均利用者数 17.4人
- ウ 運行経費、運賃収入(令和4年度)
 - (ア) 運行経費 28,223 千円 (延べ利用者 1 人・1 回当たりの公的負担額 6,384 円)
 - (1) 運賃収入 1,211 千円



伊予市の担当職員から説明を受ける委員

(2) 導入の経緯

民間路線バスの廃止等による見直しを平成23年9月に実施し、平成23年10月から過疎化及び高齢化が進んでいる中山地域、双海地域において、デマンドタクシーの運行を開始した。

(3) 今後の課題と取組

人口減少等により利用者は年々減少傾向にある。一方で人件費や燃料費が増加 しており、委託料が大幅に上昇するおそれがあり、委託事業者との協議が必要で ある。令和5年度は過疎債で対応しているが、令和6年度から市単独事業となる。 今後、市の負担が増加すると事業を継続できない状況が考えられ、デマンドタク シーの運行体制の見直しによる市費負担の抑制と、地域に合った交通施策の構築 を検討する必要がある。

3 コミュニティバス「あいくる」について

(1) 概要

ア 運行内容

運 行 日	月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く。)
運行時間	午前8時頃~午後4時頃の間で各路線で設置された時間
運行車両	定員9人のワゴン車4台
乗降場所	各路線の停留所のほか、フリー乗車区間では停留所以外の場所で乗降 が可能
運賃	1 乗車につき 200 円

イ 利用者数(令和4年度)

年間利用者数 11,702 人

1日平均利用者数 48.2人

1便当たり平均利用者数 1.7人

年平均乗車率 19.0%

ウ 運行経費、運賃収入(令和4年度)

(F) 運行経費 27,988 千円

コミュニティバス「あいくる」

(延べ利用者1人・1回当たりの公的負担額 2,206円)

(イ) 運賃収入 2.170 千円

(2) 導入の経緯

市民アンケート調査や伊予市地域公共交通会議での審議を踏まえ、平成 26 年 6 月にコミュニティバス「あいくる」の実証実験運行を開始した。地域説明会を実施し、住民の意見を聴き、路線を決定した。



(3) 今後の課題および取組

利用者は増加しているが、乗車率が低い状況である。コミュニティバスの利用可能な地域を路線から300メートルとした場合、伊予地区には公共交通の利用が困難な交通空白地域が発生しており、約5,200人(人口の約18%、うち65歳以上は約1,500人)が居住している状況である。

今後の取組としては、令和5年度中に双海地域において、自動運転バスの実証 運行を検討しており、自動運転の有効性を検証していく。



環境建設委員会の委員(伊予市議会議場にて)

【視察を終えて】

今治市は、消滅可能性都市からの脱却を図るため、移住施策に関するグランドデザインを構築するに当たり、庁内横断のプロジェクトチームを作り、検討を行ったとのことである。住みたい田舎ベストランキング全4部門2年連続全国1位を獲得できたのも、今治タオルなどで地名が全国的に知られていることや、海に囲まれ、しまなみ海道など今治の魅力によるところも大きいが、何よりも担当者の熱意と今治市がオール今治で移住施策の強化に取り組んだ成果であると感じた。

今治市の移住定住施策は非常に手厚く、全てを青梅市で採用することは予算的にも難しいと思われるが、その地域に移住する人はどのような人なのかを分析、研究し、 PRをすべき対象と方法を検討するプロセスと、何か新しい施設を作る必要はなく、 ありのままでよいという考え方は、今後の青梅市における移住定住施策を検討するに 当たり、非常に参考になるものであった。なかでも、移住を考えるきっかけづくりと して、宿泊費等を助成してお試しで過ごしていただく事業は、観光や地域の活性化に もつながるよい施策であると感じた。

また、移住定住施策は市外からいかに来てもらえるかという視点になりがちであるが、定住やUターンにも力を入れ、今年度からはふるさとキャリア教育として子どもたちが今治の魅力や将来について学習する活動にも取り組むということである。青梅市においても「青梅学」として子どもたちが青梅の自然や文化、伝統等の理解を深める授業を実施しており、今後これをさらに充実したものにし、将来この種が実を結ぶことを期待したい。

伊予市は、市民の大半が生活する平坦な伊予地域にコミュニティバスを導入し、一方で山間部を含む中山地域と双海地域にはデマンドタクシーを導入し、地形に応じた公共交通を導入している。試行錯誤の結果、現在の形になっているとのことであったが、人口減少等による利用者の減少や、今後市の財政負担も増加が見込まれるため、新たな方法を検討し続けているとのことである。市域も広く様々な地形を有するという点では青梅市も同様の問題を抱えており、今後どのような公共交通を導入するかを検討するに当たり参考となるものであった。

伊予市のコミュニティバスは、小型のバスと異なりワゴン車を利用するものであり、 山間部や住宅地の狭い道路でも走ることができ、機動性のよいものとなっている。ま た、フリー乗車区間が設定され、デマンドタクシーほどの自由度はないものの、自宅 付近で乗降できるのは便利であると感じた。デマンドタクシーは自宅付近から目的地 まで行くことができ利便性が高いが、1人1回あたりのコストが高いこと、乗り合い のため乗りたい時間に予約が取りづらいのが課題とのことであった。

伊予市において、民間事業者による既存のバス路線は、南北に貫く国道を走るものしかないため、それを補うものとしてコミュニティバスが運営されているとのことであった。これは、青梅市における既存の都営及び民営バス路線に相当するものであるとの理解を深めることができた。

青梅市においても、電車やバスといった定時定路線の公共交通とデマンド型交通等をうまくつないで利用できる仕組みを検討する必要性があり、青梅市地域公共交通計画においても、デマンド型交通の検討について触れ、グリーンスローモビリティの実証運行を行ったところである。委員会においても引き続き調査を行い、市民が利用しやすい公共交通の形を検討していきたい。

(環境建設委員長 迫田 晃樹)

議長会の動き

東京都市議会議長会

11月2日(木) 事務局長連絡会議

- * 案 件(了承)
 - 1 各市提出議案について
 - 2 令和5年度市議会議員研修会について
 - 3 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について
- * 連絡事項(了承) 都県提出議案の提出について
- * その他

11月20日(月) 定例総会

- * 報告事項(了承) 会務報告以下12件
- * 協議事項(承認)
 - 1 令和6年度東京都市議会議長会事業計画(案)について
 会 議 定例総会(年4回)、臨時総会(会長が必要と認めたとき)、理事会(年6回予定)、監事会(年1回予定)、事務局長連絡会議(年6回)
 事 業 議員研修会、職員研修会、各種研究会、基金積立、慶弔
 - 2 令和6年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(案)について 歳入、歳出ともに1,666万8,000円
 - 3 令和6年度東京都市議会議長会関係役員(案)について

会 長 国立市議会議長

副会長福生市議会議長、西東京市議会議長

理 事 武蔵野市議会議長、青梅市議会議長、町田市議会議長、東村山市議会議 長、東大和市議会議長、武蔵村山市議会議長、あきる野市議会議長

監 事 三鷹市議会議長、国分寺市議会議長

4 令和5年度東京都市議会議員研修会について

日 時 令和6年2月5日(月)午後2時から

場 所 府中の森芸術劇場

対象者 東京都26市の市議会議員及び事務局職員

演 題 「(仮) 地方自治・地方議会について

講師法制大学総長廣瀬克哉氏

- * その他
 - 1 令和5年度東京都市議会議長会関係役員について
 - 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 1月18日(木) 議会運営研究会
- * 講師による講評・講演
 - 1 講 評 令和5年度東京都市議会議会運営研究会における課題研究に対する 講評
 - 2 講演議会運営に関する事例についての質問に対する解説
 - 3 講師 株式会社廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和 彦 氏
- * 事例·事務的研究
- 1月19日(金) 調査事務研究会
- * 視察研修会
 - 1 テーマ 都市ガスネットワークの安全と安定供給
 - (1) 東日本大震災を踏まえた防災体制強化の取組み
 - (2) 首都圏直下型地震に対する被害想定と緊急・復旧対応
 - 2 場 所 東京ガスネットワーク供給司令センター・保安司令センター
- 1月23日(火) 事務局長連絡会議
- * 案 件(了承)
 - 1 各市提出議案について
 - 2 関東市議会議長会第90回定期総会で審議する都県提出議案について
 - 3 令和5年度東京都市議会議員研修会について
 - 4 東京都市議会議長会理事会及び2月定例総会の運営について
- * その他

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

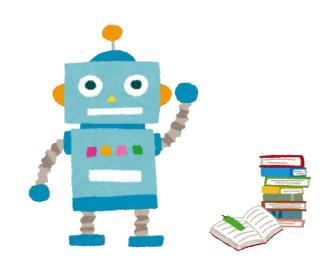
- 1月24日(水) 調査事務研究会
- * 講演 市民から見た政務活動費とその基準
- * 講 師 株式会社廣瀬行政研究所

代表取締役 廣瀬 和 彦氏

- 1月29日(月) 議会報研究会
- * 講演 SNSを前提とした議会広報のあり方 ~ 新たな議会報の取り組み ~
- * 講師 公共コミュニテーション研究所 代表 河 井 孝 仁 氏

関東市議会議長会

- 11月7日(火) 事務局職員研修
- ○第一部
- * 演 題 自治体議会の持続可能性
- * 講師 早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員 清水 克士 氏
- ○第二部
- * 演 題 生成AIの衝撃! 人工知能時代をどう生きるか
- * 講師 日本科学技術ジャーナリスト会議会長 室山 哲也 氏



各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

- 11月7日(火) 事務局長会議
- * 報告事項(了承)
 - 1 会務報告について
- * 協議事項(了承)
 - 1 役員会及び研修視察について
 - 2 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について
 - 3 令和5年度の運営及び行事予定について
 - 4 その他
- 1月25日(木)~26日(金) 役員会・研修視察
- ○役員会
- * 報告事項(了承)
 - 1 会務報告について
- * 協議事項(了承)
 - 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和6年度役員一覧(案)について
- * その他
 - 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和5年度行事予定表(案)について
 - 2 その他
- ○研修視察
- * 視察先

ボートレース尼崎

全国競艇主催地議会協議会

- 11月9日(木) 役員会・臨時総会
- * 会員異動報告(了承)
- * 議事
 - 1 令和5年度事務事業について(了承)
 - 2 ボートレース事業の現況について (了承)

3 令和4年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について(原案どおり認 定)

歳 入 予算額 2,000万円 決算額 1,999万7,432円

歳 出 予算額 1,999万3,000円 決算額 1,761万9,756円

差引残額 237万7,676円

4 令和5年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算(第1号)について (原案どおり決定)

歳入予算の繰越金105万1.000円を繰入金に組み替える。

5 令和6年度全国競艇主催地議会協議会分担金について 令和4年度売上額の60万分の1(青梅市議会は、95,800円)

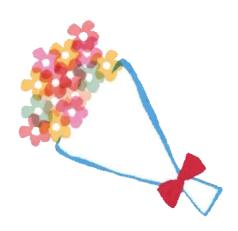
三多摩上下水及び道路建設促進協議会

- 1月16日(火) 第3委員会
- * 会務報告(了承)
- * 協議事項(原案どおり決定)
 - 1 令和5年度第3委員会報告書(案)について
 - 2 令和6年度第3委員会運動方針(案)について
 - 3 令和6年度第3委員会役員(正副委員長)の選出について
 - 4 その他
- 1月30日(火) 第2委員会
- * 会務報告(了承)
- * 協議事項(原案どおり決定)
 - 1 令和5年度第3委員会報告書(案)について
 - 2 令和6年度第3委員会運動方針(案)について
 - 3 令和6年度第3委員会役員(正副委員長)の選出について
 - 4 その他

東京都三多摩地区消防運営協議会

- 1月22日(月) 第二部会
- * 議題(原案了承)
 - 1 令和6年度消防委託事務について

- 2 役員の改正について
- 3 令和6年度通常総会日程等について
- 4 その他



青梅市議会新着図書目録

分類 番号	書名	著編者	発 行 所	発行年	版型
019	青梅市子ども読書活動推進事業 報告書 令和4(2022)年度	青梅市 中央図書館	青梅市	令5	A4
288	皇室 OurImperialFamily (第 100 号)令和 5 年秋号	日本文化 興隆財団	扶桑社	令5	A4 変形
318	議会事務局のシゴト	清水克士	ぎょうせい	令3	A5
318	判例から学ぶ政務活動費の実務	内田一夫	ぎょうせい	令1	A5
318	こうすればうまくいく行政の デジタル化	石井大地	ぎょうせい	令 2	A5
336	公務員のための ハラスメント"ゼロ"の教科書	高嶋直人	ぎょうせい	令 2	A5
498	市立青梅総合医療センター経営 強化プラン 〜総合病院から総 合医療センター〜	_	青梅市	令5	A4
518	令和4年度 青梅市清掃事業概要	青梅市環境部 清掃リサイクル課	青梅市環境部 清掃リサイクル課	令5	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

<令和5年11月~令和6年2月1日現在>

	区分	所 管
青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	総務契約課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
青梅市電気自動車充電設備の運用に関する要綱	改正	環境政策課
青梅市生活困窮世帯学習支援事業実施要綱	改正	地域福祉課
青梅市生活困窮者住居確保給付金支給要綱	改正	地域福祉課
青梅市高齢者移動支援事業補助金交付要綱	制定	高齢者支援課
青梅市健康ポイントサービス事業実施要綱	制定	健康課
令和5年度青梅市福祉施設等および医療機関等物価高騰支援 給付金支給要綱	改正	健康課
青梅市健康づくり推進会議公募委員募集要領	制定	健康課
青梅市健康づくり推進会議設置要綱	制定	健康課
青梅市健康づくり推進計画庁内連絡会議設置要綱	制定	健康課
令和5年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種促進支援 事業補助金交付要綱	改正	新型コロナウイルス ワクチン接種担当
令和5年度青梅市電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金 支給事業実施要綱	改正	新型コロナウイルス 感染症対策給付金担当
青梅市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 実施要綱	改正	子育て応援課
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	改正	子育て応援課
青梅市交通機関利用児童等通学費補助金交付要綱	改正	子育て応援課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱	改正	子育て応援課
青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	改正	こども育成課
令和5年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助 金交付要綱	制定	こども育成課
青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要	改正	こども育成課
青梅市保育サービス推進事業補助金交付要綱	改正	こども育成課

	区分	所 管
青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱	改正	住宅課
青梅市空家等対策審議会の公募委員募集要領	改正	住宅課
青梅市空家等対策庁内検討委員会設置要綱	改正	住宅課
東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画策定支援業務委 託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	文化複合施設等整備担 当
青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱	改正	選挙管理委員会事務局
青梅市立総合病院運営会議要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院感染対策委員会要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院医療技術系職員海外派遣研修実施要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院緊急支援体制設置要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院外来患者等駐車場取扱要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院臨床検査検討委員会設置要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院薬事委員会要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院倫理委員会設置要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院臨床研修要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院職員研修委員会設置要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院研修管理委員会要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院医療材料委員会設置要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院医薬品等の臨床試験実施要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院運営委員会委員公募選考要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院運営委員会公募委員募集要領	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院臨床研修協力施設協力金支払要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市職員希望降任制度実施要綱第9項に規定する総合病院 に勤務する職員の特例に関する要綱	改正	(病院事務局)管理課

件名	区分	所 管
青梅市立総合病院精神障害者早期退院支援事業協力金支払要 綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市病院事業会計年度任用職員人事評価実施要綱	改正	(病院事務局)管理課
青梅市立総合病院経営会議設置要綱	改正	経営企画課
青梅市立総合病院経営強化プラン策定検討委員会設置要綱	改正	経営企画課
青梅市立総合病院経営形態見直しにかかる検討会設置要綱	改正	経営企画課



制定された要綱・要領

青梅市高齢者移動支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、身体機能、認知機能および意欲の低下ならびに住環境、交通環境等の要因により、外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所への送迎を行う事業を実施するもの(以下「団体等」という。)に対し、予算の範囲内で青梅市高齢者移動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、高齢者の地域における移動および地域活動への参加を促進し、もって介護予防を推進することを目的とする。

2 定義

この要綱において、「高齢者」とは、青梅市(以下「市」という。)の区域内(以下「市内」という。)に居住する満65歳以上の者をいう。

3 補助対象者

補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 市内に事業所を有する法人
 - イ 市内において、介護予防活動またはボランティア活動の活動実績を1年以上 有する団体等であって、青梅市長(以下「市長」という。)が適当と認めるもの ウ 市内の地縁団体(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260 条の2第1項に規定する団体をいう。)
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 宗教的または政治的な目的を有するものでないこと。
- (4) 青梅市暴力団排除条例(平成24年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団でなく、かつ、同条第3号に規定する暴力団関係者が団体等の構成員となっていないこと。
- (5) 構成員のいずれもが、当該補助金の交付を受ける他の団体等の構成員となっていないこと。
- (6) 団体等が使用する自動車において、同乗する者を補償対象とする自動車損害賠 償責任保険および任意の自動車保険(以下「任意保険」という。)に加入している

こと。

4 補助事業

- (1)補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が用意する自動車を活用し、次のとおり高齢者の移動を支援するものとする。
 - ア 補助対象者は、市内にある住民の通いの場、地域サロンその他地域のイベントを実施する場所等の介護予防に資する目的で地域に開かれた場所(以下「通いの場等」という。)へ高齢者を送迎するものとする。
 - イ 補助対象者は、高齢者を通いの場等へ送迎する間において、市内の商業施設、 公共施設、医療機関等に立ち寄ることができる。ただし、次に掲げる場所を含 まないものとする。
 - (ア) 宗教活動に参加する目的を有して立ち寄る場所
 - (4) 政治団体の活動に参加する目的を有して立ち寄る場所
 - (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に定める性風俗関連特殊営業が行われている場所
 - (エ) 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。) および暴力団関係者(同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。) が活動する場所
- (2) 前号に規定する事業は、道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(平成30年3月30日付け国自旅第338号国土交通省自動車局旅客課長発通知)にもとづき実施するものとする。

5 利用者

補助事業における送迎を利用できる者(以下「利用者」という。)は、高齢者(移動において、医療および介護上の専門的な介助を要すると認められる者を除く。)およびその介助者とする。

6 利用料

利用者が負担する利用料は、無料または低額な料金とし、補助対象者が定めることができる。ただし、通いの場等の実施主体が補助対象者であって、実施場所における活動にかかる利用料を徴収する場合は、補助事業における利用料は無料としなければならない。

7 遵守事項

補助対象者は、適切かつ安全に事業を提供するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 安全な送迎を目的とした運転者講習の受講等、必要な対応をとること。

- (2) 補助事業に従事する者の清潔の保持および健康状態の管理のための対策を講ずること。
- (3) 補助事業において取得した利用者、その家族等に関する情報は、適切に利用および管理をすること。
- (4) 送迎時において、事故や利用者の体調に急変等が生じた場合に、救急車の手配 や利用者の家族への連絡等、速やかに必要な対応を講ずるため、緊急時の危機管 理体制を整備することとし、その際の一連の対応について、記録すること。

8 補助対象経費

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、補助対象者が他の事業も実施している場合は、その事業と当該補助事業を明確に分離しなければならない。

- (1) 人件費 利用者の受付や調整、連絡等を行う者および利用者の乗降介助、添乗を行う者の人件費とする。ただし、運転を行う者の人件費はこれに含めないものとする。
- (2) 燃料費 補助事業の実施に当たり、必要となる自動車に使用する燃料費とする。
- (3) 保険料 補助事業の実施において使用する自動車にかかる任意保険および補助 対象者の構成員等が活動を実施する際のボランティア保険等の活動保険の保険料 とする。
- (4) 事務費 補助事業の実施に当たり、必要となる消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等とする。
- 9 補助金の交付額

補助金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費別の交付額は、次に掲げるものとする。
 - ア 人件費は、1日、1人当たり1,100円とする。ただし、1日当たり3人までとする。
 - イ 燃料費は、別に定める算出式により求めた額とする。
 - ウ 保険料は、前項第3号に規定する保険料の実費額とする。ただし、任意保険が、補助事業以外に使用する場合においても補償される内容であるときは、日額保険料(年間保険料を365日で日割りしたものをいう。)に補助事業の実施日数を乗じて得た額とする。
 - エ 事務費は、前項第4号に規定する費用の実費額とする。
- (2) 補助金の交付額は、前号に掲げる経費別交付額の合計から第6項に規定する利用料による収入額および寄付金その他の収入額を控除した額とする。この場合に

おいて、他の制度により、国、東京都、他の自治体または市が当該補助対象経費 の一部を負担し、または補助している金額についても控除するものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、1補助対象者に交付する補助金は、年度当たり 50万円(当該年度における補助事業の実施期間が6月を超えない団体等におい ては25万円)を超えることができない。

10 補助金の交付申請

- (1)補助金の交付を受けようとする補助対象者の代表者(以下「団体代表者」という。)は、青梅市高齢者移動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)により、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (2) 団体代表者は、前号に規定する申請後に補助事業を変更し、中止し、または廃止しようとするときは、青梅市高齢者移動支援事業補助金交付申請事項変更届出書(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

11 補助金の交付決定

市長は、前項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、青梅市高齢者移動支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、団体代表者に通知するものとする。

12 実績報告

前項の規定により交付決定の通知を受けた団体代表者(以下「補助決定団体」という。)は、補助金交付決定にかかる会計年度の補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日または当該年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、青梅市高齢者移動支援事業補助金実績報告書兼補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等にかかる収支計算に関する事項を記載した決算書ならびに領収書 その他当該収支計算にかかる収入および支出を証する書類またはその写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

13 補助金の交付額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市高齢者移動支援事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助決定団体に通知の上、速やかに補助金を交付するものとする。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和 41年規則第16号)の定めるところによる。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年11月15日から実施し、令和8年4月1日にその効力 を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市健康ポイントサービス事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市(以下「市」という。)の区域内に在住、在勤または在学する者(以下「市民等」という。)の健康づくりに資する取組等を奨励し、健康意欲の向上および運動習慣の定着を促すための健康ポイントサービス事業(以下「事業」という。)を実施することについて必要な事項を定め、もって市民等の健康寿命の延伸を実現することを目的とする。

2 定義

この要綱において「健康ポイントサービス(以下「サービス」という。)」とは、 市が提供する健康ポイント(以下「ポイント」という。)にかかるアプリケーション ソフト(以下「アプリ」という。)への利用登録を行った市民等(以下「利用者」と いう。)の健康づくりに資する取組等がアプリに記録された場合に、市が当該取組等 に応じたポイントをアプリ上で付与するとともに、当該付与したポイントの累計が 一定数に到達したときに、これに応じた報奨を行うものをいう。

3 事業の委託

市は、適切な事業運営が確保できると認められる法人にこの事業の全部または一 部を委託するものとする。

4 対象者

サービスの対象となる者は、サービスの利用登録時点において満18歳以上の市民等とする。

5 利用登録および抹消

- (1) サービスへの利用登録は、サービスを利用しようとする者が、スマートフォン その他の通信端末にアプリをダウンロードし、当該アプリを通じて、市が別に定 める利用規約(以下「利用規約」という。)に同意の上、必要な事項の入力を行う ことによるものとする。
- (2) 利用者は、アプリを通じて前号の利用登録を抹消することができる。
- 6 ポイントの付与および消滅
 - (1) 市は、利用者が、市が別に定める健康づくりに資する取組等を行い、これがアプリに記録されたときにポイントを付与するものとする。
 - (2) 前号の規定により付与されたポイントは次の場合に消滅する。
 - ア 付与されたポイントの累計が市が定める基準に到達し、これに応じて市が定 める報奨が行われたとき。
 - イ 市が定めたポイント消滅の期日が到来したとき。
 - ウ 利用者が前項第2号の規定により、利用登録を抹消したとき。
- 7 違反行為等に対する措置

市は、次の各号のいずれかに該当したときは、利用者のポイントおよび当該利用者のサービスの利用登録を抹消するものとする。この場合において、利用者が第1号に掲げる行為により報奨を受けたときは、当該報奨に相当する金額の返還を求めるものとする。

- (1) 利用者が利用規約に違反する行為その他の不正行為をしたとき。
- (2) サービスの運営上市が必要と認めたとき。
- 8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほかサービスの実施に関し必要な事項は、青梅市長が別に定める。

9 実施期日

この要綱は、令和5年12月15日から実施する。

青梅市健康づくり推進会議公募委員募集要領

1 目的

この要領は、青梅市健康づくり推進会議設置要綱(令和6年2月1日実施)第3項第7号に規定する公募の市民(以下「委員」という。)の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

委員に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市に住民登録をしている者
- (2) 応募時点において満18歳以上の者
- (3) 青梅市の他の付属機関等の委員でない者
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当しない者
- (5) 青梅市職員でない者
- (6) 青梅市健康づくり推進会議への出席が可能な者

3 応募方法

応募者は、任意の様式に住所、氏名、性別、年齢、電話番号および「委員に応募する動機について」(200字程度)を記載し、青梅市長(以下「市長」という。)に提出する。この場合において、提出された書類は返却しない。

4 募集人数

募集人数は、2人とする。

- 5 選考方法等
 - (1) 一次選考は、書類審査とする。
 - (2) 一次選考の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、二次選考を公開抽選により行い、決定する。
 - (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

6 募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して2週間とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、委員の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

8 実施期日等

- (1) この要領は、令和6年2月1日から実施する。
- (2) 青梅市健康増進計画推進会議公募委員募集要領(平成25年8月1日実施)および青梅市食育推進会議公募委員募集要領(平成25年8月1日実施)は、廃止する。

青梅市健康づくり推進会議設置要綱

1 設置

青梅市健康づくり推進計画(以下「計画」という。)の策定、改定および推進に関する意見交換等を行うため、青梅市健康づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項について必要な意見交換等を行う。

- (1) 計画の策定および改定に関すること。
- (2) 計画の推進における施策の点検その他の進行管理に関すること。

3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、青梅市長(以下「市長」という。)が委嘱する 委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医療保健関係者 4人
- (3) 農業関係者 1人
- (4) 企業関係者 2人
- (5) 教育関係者 2人
- (6) 市民団体の代表 2人
- (7) 公募の市民 2人以内

4 委員の任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再 任は妨げない。

5 会長および副会長

- (1) 推進会議に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

推進会議は、必要に応じて市長または会長が招集し、会長が議長となる。

7 意見の聴取等

推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席等を求めて意見を

聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

会長は、必要に応じて推進会議の経過および意見等を市長に報告する。

9 秘密の保持

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また 同様とする。

10 庶務

推進会議の庶務は、健康課において処理する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

12 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年2月1日から実施する。
- (2) 第4項の規定にかかわらず、令和5年度に委嘱された委員の任期は令和7年3 月31日までとする。
- (3) 青梅市健康増進計画推進会議設置要綱(平成23年4月1日実施)および青梅市食育推進会議設置要綱(平成23年4月1日実施)は、廃止する。

青梅市健康づくり推進計画庁内連絡会議設置要綱

1 設置

青梅市健康づくり推進計画(以下「計画」という。)を円滑に推進するため、青梅 市健康づくり推進計画庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 所掌事項

連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他健康づくりを推進するための施策に関し、必要と認められる事項に関すること。
- 3 組織

連絡会議は、委員11人をもって組織し、次の職にある者をこれに充てる。

(1) 委員長 健康課長

- (2) 副委員長 こども家庭センター所長
- (3) 委員 企画政策課長、保険年金課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、こ ども育成課長、農林水産課長、指導室長、学校給食センター所長およびスポーツ 推進課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。
- 6 報告

委員長は、必要に応じて連絡会議の検討経過および最終検討結果を青梅市長に報告する。

7 庶務

連絡会議の庶務は、健康課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

- 9 実施期日等
 - (1) この要綱は、令和6年2月1日から実施する。
 - (2) 青梅市健康増進計画庁内連絡会議設置要綱(平成22年10月12日実施) および青梅市食育推進計画庁内連絡会議設置要綱(平成22年10月12日実施) は、廃止する。

令和5年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、保育環境改善等事業実施要綱(平成29年3月31日付け雇児発 0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添5)および保育対策 総合支援事業費補助金交付要綱(令和5年10月 12日付けこ成事第520号 こども家庭庁長官通知別紙)にもとづき、保育所、認定こども園、家庭的保育事業 所または小規模保育事業所(以下「保育所等」という。)における安全対策事業に対 し、補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子どもを安心して育 てることができる保育環境を整備することを目的とする。

2 補助対象者

令和5年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金(以下「補助金」という。)の補助対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、青梅市(以下「市」という。)の区域内で運営するものであって、次の各号のいずれかに該当する施設の設置者または事業者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項の規定により青梅市長(以下「市長」という。)の確認を受けた次のいずれかに該当する施設ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園であって、同法第3条第3項の認定を受けた施設
- (2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により市長の確認を受けた次のいずれかに該当する事業
 - ア 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - イ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

3 補助対象事業

- (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、保育所等において睡眠中の児童の事故防止対策に必要な機器の導入を行う事業であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。
 - ア 0歳から2歳までの児童を対象とすること。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、次イに規定する機器を使用する必要があると市長が認める場合はこの限りでない。
 - イ 前アに規定する対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の 体の動きや向きを検知する機能等を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ 機器を対象とすること。
 - ウ この事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、保 育の質の確保および向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資す る補助的なものであることから、機器導入後も、教育・保育施設等における事

故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月31日付け府子本第192号内閣府子ども・子育て本部参事官、27文科初第1789号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、雇児保発0331第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知別添)等にもとづき、安全な保育環境の確保に努めること。

- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象事業から除外するものとする。
 - ア 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合
 - イ 機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合
 - ウ 補助対象者が、青梅市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付 要綱(平成29年12月26日実施(平成30年4月1日失効))にもとづき補助を受けた場合
 - エ 補助対象者が、令和4年度青梅市保育所等における児童の安全対策強化事業 補助金交付要綱(令和5年3月27日実施(令和5年4月1日失効))にもとづ き補助を受けた場合
 - オ 補助対象者が、令和4年度青梅市保育所等における送迎バス等安全対策支援 事業補助金交付要綱(令和5年3月27日実施(令和5年4月1日失効))第3 項第2号イの規定による事業にかかる補助を受けた場合

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、機器等の購入費、リース料および導入費用とする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助基準額(1施設当たり50万円とする。)と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額 (1,000円未満切捨て)とする。

6 補助対象期間

補助対象となる期間は、令和6年1月16日から同年3月31日までとする。

7 交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年度青梅 市保育所等における児童の安全対策事業補助金交付申請書(様式第1号)により市 長に申請しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに 補助金交付の可否について決定し、令和5年度青梅市保育所等における児童の安全 対策事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通 知するものとする。

9 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、令和5年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

- イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、 これを適当と認めるときは、令和5年度青梅市保育所等における児童の安全対策 事業補助金事業(変更・中止・廃止)承認書(様式第4号)により通知するもの とする。

10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和5年度青梅市保育所等における 児童の安全対策事業補助金実績報告書(様式第5号)に領収書の写し等を添えて、 市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う 現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度青梅市保育所等における児童の安全対策事業補助金額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

12 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要が

あると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

13 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによるほか、市長が別に定める。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年1月16日から実施し、同年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

